

障害者政策委員会(第83回)後日回答としたもの

委員(50音順)	質問・意見	関係府省庁からの回答
石橋委員	<p>全日本ろうあ連盟の石橋です。意見を3つ述べさせていただきます。まず、今回優生保護法の関係で国会で非常に反省しているということをはっきり打ち出されました。我々障害者にとっては歴史的な出来事だったと思います。まさに記憶遺産ということになります。これを、今いる私たちだけが知るということではなく、後世にそれを引き継いでいくということがとても重要だと考えております。ですので、今、司法を中心に共生社会の実現に向けて行動計画等々の取組を出されていますが、それを国連で教育科学文化機関ユネスコがあります。ユネスコの優生保護に関する記憶遺産という形で申請をして、それを考えていないか。そのあたりのご意見をお聞きしたいと思います。(後略)</p>	<p>(こども家庭庁、文部科学省)</p> <p>文部科学省では、ユネスコからの公募の案内を受け、国内申請募集を実施しております。国内申請募集の締切後、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会での審査を経て、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議において我が国の推薦案件が決定され、ユネスコへ申請書を提出することとなります。</p> <p>そのため、申請があった案件につきましては、上記の流れに則して適切に対応しております。</p> <p>なお、現時点において、優生保護に関しては文部科学省への申請が行われていない状況です。</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等が行われてきたことに関する後世への引き継ぎ方等については、今後さまざまな観点からどういった対応が必要なのか等、ユネスコへの申請も含めて、十分な検討が求められるものと考えます。</p>
小枝委員	<p>鳥取県立総合療育センターの小枝でございます。資料1-2の16頁、17頁に関しまして、ご質問1件させていただきます。災害などの緊急時における支援ということはかなり詳しく具体的に書かれているわけですが、この中に福祉避難所という言葉が見当たりません。やはり、障害のある方の緊急時の避難として、福祉避難所の拡充というものは非常に欠かすことができないのではないかと考えておまして、この、たくさん書かれてある具体的な内容はもちろん福祉避難所においてもこういったことを充実させていくという理解でよろしいでしょうか。そういったことを確認させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>(内閣府(防災担当))</p> <p>福祉避難所については、令和3年5月にガイドラインを改定し、受入対象者をあらかじめ特定するなど要配慮者が避難すべき先を明らかにすることや、災害時の直接の避難等を促進することなどにより、要配慮者への支援の強化を図っているほか、自治体に対し、社会福祉施設など要配慮者の避難が可能な施設の指定、協定の締結等による福祉避難所の確保を促している。</p> <p>引き続き、自治体等と連携しながら、福祉避難所の拡充に取り組んでまいりたい。</p>